

6 豊総総総第 83 - 2 号
令和 7 年 3 月 12 日

豊前市監査委員 林 田 冷 子 様
豊前市監査委員 郡 司 掛 八 千 代 様

豊前市長 後 藤 元 秀
(総 務 課)

定期監査等の結果について(回答)

令和 6 年 1 2 月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 文書管理について

(1) 文書を起案する際の処理は、豊前市文書管理規程第 17 条に「起案文書には、起案の理由を簡明に記載し、関係法規その他参考となる事項を付記し、及び関係文書、参考資料等を添付すること。」と規定されている。また、「起案者は、起案年月日、文書分類記号、保存年限等を起案用紙に記入すること。」とされている。しかし、起案文書に、起案の理由や文書分類番号、保存年限、文書番号等が記載されていないものが散見された。文書の決裁は、起案の内容を確定することによって市の意思を決定することである。起案文書の不備は、市の意思決定に影響を及ぼすことになるため、慎重で丁寧な起案文書の作成をお願いしたい。

【措置内容】

文書起案につきましては、豊前市文書管理規程の規定に基づいた作成を行います。あわせて、丁寧かつ分かりやすい起案文書の作成を行い決裁時の確認についても徹底いたします。

(2) 同規程第30条第1項には「文書は、常に整然と分類して整理し、必要なときに、直ちに取り出せるように保管し、又は保存しなければならない。」とされているが、規程どおりに文書整理が出来ているとは言い難い。規程に沿った文書整理を行っていただきたい。

【措置内容】

規程に沿った文書整理を行い、あわせて適正な管理を行います。

2. 準公金の取扱いについて

職員が行う準公金の会計事務において、不備が見受けられた。準公金の取扱いについては、職員による準公金の取扱いが真に必要なか検討を行い、やむを得ず会計管理を行う際には、その重要性を認識し、会計事務を行っていただきたい。職員が一人で会計事務を行うことで起こる誤りを防ぐ手立てとして、通帳と印鑑の適正な管理、支出伺や出納簿の作成、管理監督者による定期的な確認を実施していただきたい。

さらに、管理監督者は、準公金の会計管理に関して、公金に準じた取扱いとし、常に危機管理意識を持って指導監督をお願いしたい。

【措置内容】

区長会及び区長役員会の会計事務におきましては、今後の自治会移行とあわせて必要性の検討を行います。また支出伺、出納簿を作成し、定期的な確認を実施します。

消防団の会計事務におきましては、出納簿は作成し管理しておりますが、支出伺はございませんので、今後作成し通帳・印鑑を含め適正に管理してまいります。

豊前築上地区官公庁等連絡協議会の会計事務におきましては、支出伺、出納簿を作成し、適正に管理します。

3. 備蓄品の管理について

(1) 庁内や防災倉庫の備蓄品（備蓄食料及び防災備品）が適切に管理、保管されているか現地調査を行った。その結果、備蓄品が倉庫の奥の方まで積み上げられ、確認や取り出しが困難になっていたり、賞味期限切れの備蓄食料が処分されていなかったりということが見受けられた。現物と一覧表が一致しない等の不備もあり、管理が行き届いているとは言い難い状況であった。

備蓄品の数量や保管場所、賞味期限は、システム化して情報管理を行い、常にシステムの情報を更新することで、効率的で整然とした管理につながり、緊急時に迅速な対応が実現できる。改めて現物を確認した上で、システム管理を行っていただ

きたい。

大量の備蓄品を管理することには多大な負担があることは理解出来るが、非常時において備蓄品を最大限に有効活用するには、日頃の管理が重要である。

【措置内容】

備蓄品については、賞味期限や使用期限などがあり、補充や入替などを欠かさず行わなければならないため、備蓄品台帳を作成し管理を行っているが現物と一致していない不備もあるため、再度台帳と現物のチェックを行い、有事の際に迅速に活用できるように適正な管理に努めます。

(2) 公民館等の避難所は、全庁的に職員を動員して運営することもあり、その際に従事する職員が備蓄品の保管状況を把握していないケースも考えられる。避難運営に従事する職員が備蓄品の所在がわからないことがないよう、適切に保管していただきたい。

【措置内容】

各公民館の防災倉庫については、災害備蓄品と関係ないものについては入れないように整理し、品目・個数を倉庫内に掲示し、避難所従事者が必要な備蓄品をすぐに取り出せるように適正管理に努めます。

(3) 防災ラジオを配布するために、庁舎内に多く保管しているが、他の備蓄品と混在している。庁舎内に保管する防災ラジオは必要最小限とし、他の備蓄品とは区別して管理していただきたい。

【措置内容】

防災ラジオについては、地区放送を行うため各区で配布するラジオが異なり、又文字放送用ラジオもあるため、一定数の保管が必要となるが、庁舎内での保管は必要最低限とします。

また、庁舎内の備蓄品についても必要最低限とし、その他のものについては防災倉庫で適正に管理します。